

答申第 824 号

情公第 2344 号

令和 7 年 11 月 20 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 10 月 3 日付けで諮詢された特定地番の土地に関する文書公開の件  
(諮詢第 891 号) について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和4年7月8日付け行政文書公開請求に対し、別表の「公開文書」欄に掲げる行政文書を特定した上で、行政文書公開決定を行ったことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年7月8日付で、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄を請求内容とする行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年7月19日付で、別表の「公開文書」欄に掲げる行政文書を特定した上で、行政文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年8月8日付で、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件処分は、内訳書もなく、今までの「物理的に不存在」を謳った一連の処分及び実施機関が写真撮影した文書の作成年月日との整合性がとれていない。
- (2) 条例により、実施機関は適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するよう定められている。
- (3) 本件処分で公開された文書は、国土調査の査定杭（筆界）であるK4鉄鋤杭が抜かれ、同一位置に新K4石杭が設置されている偽造文書である。
- (4) 特定地番の道水路等境界調査復元に関する文書の原議写しを請求している。
- (5) 新設したK4石杭を元に戻すことを反故にし、逃れようと文書を偽造するほどだから、請求した文書が不存在であることはありえない。元々不存在で偽造したのか、ある時まではあったのか、法的に不存在になったのか、

法的に不存在になったなら何年度何月か、逃げまわっている時に裁断されたのか。

#### 4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

本件請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）の「公開請求に係る行政文書の内容」欄の記載から対象文書を特定し、当該文書には条例第5条に規定される「非公開情報」は含まれていないことから全部公開とした。

#### 5 審査会の判断理由

##### （1）行政文書の特定の妥当性について

審査請求人の「実施機関が公開した文書は偽造である」及び「道水路等境界調査復元に関する文書の原議写しを請求している」旨の主張から、審査請求人は、本件処分で公開された文書についての文書特定の妥当性を争っているものと解される。

そこで、別表の項番1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求（以下「請求内容①」という。）及び項番2の同欄に掲げる請求（以下「請求内容②」という。）について、以下、各請求内容に対する文書特定の妥当性を検討する。

##### ア 請求内容①について

条例第9条第1項は「公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。」と規定し、同項の定める「次に掲げる事項」の1つとして、同項第2号は「公開請求に係る行政文書の内容」を掲げている。このように条例は、行政文書公開請求の請求内容については、請求書という書面によって明らかにすることを請求者に求めている以上、実施機関が特定した行政文書が「公開請求に係る行政文書の内容」の記載から合理的に特定されたものと認められる場合には、当該特定は妥当なものと解すべきである。

この点、請求内容①には、「（特定自治体市長）が申請者（神奈川県）

に土地境界確認書と境界調査図の写を、神奈川県は受領されている。土地境界確認書と境界調査図写の開示。」と記載されている。

そのため、実施機関の特定した文書が、県と特定自治体との間の土地境界の確認に関する文書及び当該土地境界に関する図面であると認められる場合、その特定は、本件請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄から合理的に行われたものと解すべきである。なお、請求内容①には、具体的な対象地の地番は記載されていないものの、本件請求書等において審査請求人が、特定地番の土地境界について不服がある旨の主張をしていることから、同地番に係る文書を請求していると解するのが合理的である。

以上をもとに実施機関が特定した文書（別表の項番1の「公開文書」欄に掲げる文書）を確認すると、当該文書は、特定地番の土地について、神奈川県と特定自治体が土地境界を確認し合意した旨の文書及びその図面であると認められるから、請求内容欄の記載から合理的に特定された文書であると認められる。

したがって、実施機関の請求内容①に対する文書特定は妥当である。

#### イ 請求内容②について

本件請求書の請求内容欄には、「特定地番県所有地内の特定法人ガス導管敷設申請許可書写の開示」と記載されている。

そのため、実施機関の特定した文書が、特定地番の土地において特定法人に対して与えたガス管に関する使用許可の書類と認められる場合、その特定は、本件請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄から合理的に行われたものと解すべきである。

以上をもとに実施機関が特定した文書（別表の項番2の「公開文書」欄に掲げる文書）を確認すると、当該文書は、特定地番の土地について、特定法人に交付したガス管の使用許可に係る行政財産使用許可書であると認められるから、請求内容欄の記載から合理的に特定された文書であると認められる。

したがって、実施機関の請求内容②に対する文書特定は妥当である。

#### ウ 結論

以上のとおり、実施機関が特定した行政文書はいずれも、本件請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄の記載から合理的に特定されたものと認められ、また、当該行政文書以外に本件請求に合致する行政文書を管理していることを示す特段の事情も認められないことから、本件請求に対する実施機関による行政文書の特定は妥当である。

(2) その他

審査請求人はその他種々主張するが、審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項目番号	公開請求に係る行政文書の内容	公開文書
1	(特定自治体市長)が申請者(神奈川県)に土地境界確認書と境界調査図の写を、神奈川県は受領されている。土地境界確認書と境界調査図写の開示。	特定年月日に神奈川県知事と特定自治体市長で合意した土地境界確認協議書及び道水路等境界明示図・復元図
2	特定地番県所有地内の特定法人ガス導管敷設申請許可書写の開示	特定年月日付け特定記号番号行政財産使用許可書及びガス管継続図

別 紙

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 10 月 7 日 (收受)	<input type="radio"/> 諮問
令和 4 年 10 月 31 日	<input type="radio"/> 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を收受
令和 7 年 9 月 16 日 (第 253 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 10 月 3 日	<input type="radio"/> 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を收受
令和 7 年 10 月 31 日 (第 254 回部会)	<input type="radio"/> 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
鍔 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和 7 年 11 月 20 日現在) (五十音順)